○日本財団ヤングリーダー奨学金規程

2009年10月21日

規程第819号

（趣旨）

第１条　立命館アジア太平洋大学に、日本財団の篤志により、ヤングリーダー奨学基金を設置し、日本財団ヤングリーダー奨学金（以下「奨学金」という。英文名：Scholarship of the Ryoichi Sasakawa Young Leaders Fellowship Fund）を設け、この規程において必要な事項を定める。

（目的）

第２条　この制度は、世界規模の諸問題が複雑化・多様化する現代社会において、国家・宗教・民族などのあらゆる差異を超え、文化や価値の多様性を尊重し、人類共通の利害のために貢献するリーダーの育成を目的とする。

（原資）

第３条　この奨学金の原資は、日本財団からの寄附金の運用益をもってあてる。

（選考委員会）

第４条　募集要項の作成、奨学金受給者の選考等を行うために、立命館アジア太平洋大学ヤングリーダー奨学金基金選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

２　選考委員会の構成は次のとおりとし、委員長は第１号の者とする。

(1)　副学長（学生担当）

(2)　研究科長

(3)　学生部長

(4)　学生主任

（受給資格）

第５条　この奨学金を受給することができる者は、次の各号に定める者とする。ただし、休学中の者を除く。

(1)　修士課程または博士前期課程　第２セメスターまたは第３セメスターに在学する者

(2)　博士後期課程　第２セメスターから第５セメスターまでに在学する者

（重複受給）

第６条　奨学金は、学習奨励費、学習奨励費の給付金額を超える他の給付奨学金と重複して受給することはできない。

（受給人数）

第７条　奨学金の給付を受ける者（以下「受給者」という。）の人数は、予算の範囲内で１年度につき２名以内とする。

（給付期間）

第８条　奨学金の給付期間は、１年間とする。

（給付額）

第９条　奨学金の給付額は、１名につき1,500,000円とする。

第10条　削除

（出願）

第10条の２　奨学金の受給を希望する者は、募集要項に定める期限までに所定の出願書類を副学長（学生担当）に提出する。

（選考および決定）

第11条　奨学金受給者の決定は、選考委員会の議を経て、副学長（学生担当）が決定する。

第11条の２　削除

（支給の停止）

第12条　奨学金の受給者が、奨学金支給の決定を受けた後に休学したときは、休学の最初の日から復学する日までの期間、奨学金の支給を停止する。

２　前項において休学中に支給を停止された奨学金は、復学後において支給されない。

（取消し）

第13条　副学長は、奨学金の受給者が、奨学金支給の決定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、選考委員会の議を経て、奨学金の支給を取り消すものとする。

(1)　学籍を失ったとき

(2)　立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程による懲戒処分を受けたとき

(3)　その他、奨学生として不適格であると認められるとき

（返還）

第14条　副学長は、奨学金の受給者が前条各号のいずれかに該当する場合は、返還を求める。

２　前項により返還を求められた者は、定められた期日までに所定の奨学金を返還しなければならない。

（実施細目）

第15条　奨学金に関するその他のこの規程にない実施細目は、選考委員会の議を経て、副

学長が定める。

（改廃）

第16条　この規程の改廃は、選考委員会および大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附　則

この規程は、2009年10月21日から施行する。

附　則（2014年４月９日　奨学金の選考方法等見直しに伴う一部改正）

この規程は、2014年４月１日から施行し、2014年９月入学者から適用する。ただし、2014年９月21日に給付を受けている者については、従前の例による。

附　則（2021年５月19日　選考委員会の構成員、受給資格、選考方法等の変更に伴う一部改正）

この規程は、2021年５月19日から施行し、2021年４月１日から適用する。